

奈良県告示第三百五十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の三第一項の規定による指定事務所登録機関の指定をしたので、同条第三項の規定により準用する同法第十条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定事務所登録機関の名称及び住所  
名称 一般社団法人奈良県建築士事務所協会  
住所 奈良市大宮町二丁目五番七号
- 二 事務所登録等事務を行う事務所の所在地  
奈良市大宮町二丁目五番七号
- 三 事務所登録等事務の開始の日  
令和六年四月二日